

# 第26回東京都北区都市景観づくり審議会 議 事 録

◇ 日 時 平成27年2月4日(水)  
午後2時～

◇ 場 所 北区役所第一庁舎第2委員会室

◇ 出席委員 15名

委員	北原理雄	村井祐二	伊藤伍朗
	安住孝史	遠藤千代美	矢吹静子
	宮川淳子	小野田紀美	小田切和信
	さがらとしこ	山中邦彦	渡邊治平
	依田園子	浅川謙治	宮内利通

◇ 欠席委員 4名

委員	横張真	窪田陽一	里村真吾
	佐藤和男		

## 1. 開会

(まちづくり部長)

定刻より少し早めでございますが、ただ今から第26回東京都北区都市景観づくり審議会を開催させていただきます。

## 2. 出席委員数の報告等

(都市計画課主事)

※19名の委員のうち、現在15名が出席しており、会議が有効に成立していることを報告する。

## 3. 資料の確認

(都市計画課主事)

※資料の確認を行う。

(まちづくり部長)

それではここから先の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。

## 4. 議事

(会長)

みなさんこんにちは。進行役を務めさせていただきます。年度末の大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。今日は、前回いただいたご意見を十分に咀嚼して、事務局の方で計画案を更に練っていただきました。景観計画の資料のスケジュールを見ますと、来年度から景観行政団体に移行するというところで、北区の景観づくりも、更に新しい一歩を踏み出すわけですが、そうした新しい一歩に向けて、今日また委員の皆さんから、ぜひ忌憚のない活発なご意見をいただいて、更に充実したものにしていればと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

先ほど事務局から報告がありましたように、委員の出席数が定足数に達しているとのことです。この会は有効に成立しています。

本日の議事録作成にあたって、議事録署名人は会長と、もうひと方の委員の方となっております。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入りますが、本審議会は原則として公開で行うことになっています。傍聴の方がいらしたら、入場を許可してください。

それでは本日の議題に入ります。次第をご覧ください。5番目の議事、最初の「北区景観づくり計画（案）について」、事務局から説明をお願いします。非常に厚い資料を用意していただいたのですが、できるだけ簡潔に説明をいただいて、忙しい時間の中、委員の皆さんからご意見をいただく時間をできるだけとりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(まちづくり部参事)

※議事(1)「北区景観づくり計画(案)について」の説明を行う。

(会長)

非常に中身が濃い計画案ですが、簡潔に説明していただきまして、ありがとうございます。ただ今説明していただきました計画案について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。いかがでしょうか。これまでかなりご意見をいただいているので、それに対応していただいたということですが。

(委員)

本当に私自身も、景観行政団体になることで、これまでもいろいろと期待もして、そしてそれにふさわしい新しい取り組みがあって、先ほども新しい一歩という説明があり、私自身もそんな思いでおりますが、かなり中身の濃い計画案で、これらを新しい第一歩にふさわしい中身にするということは、なかなか大変な事業だと思えます。

先ほどの資料の中で、いくつか説明はいただいたのですが、この中で一つ、2ページのところの第3章の3のところについて説明がなかったものですから、この点について改めて説明をしていただきたいと思っています。それからこれまでの計画との大きな違いは、これを実効性のあるものにしていくということで、具体的な届出制度の問題だとか、かなり細かく打ち出されているところが違うかなと思いますことと、それから4ページの7のところですけども、ここの7章のところの公共施設等の景観づくりに関する考え方ということで、先ほど説明はしていただいたのですけれども、もう少しこの点についても北区としての考え方を説明していただければと思っています。それと最後のその他のところで、これから景観ガイドラインのところで、いろいろと具体的なものを示していきますよというお話ですけども、これから改めて説明はあるのかなと思いますが、まず大きくは2つのところで、よろしくをお願いします。

(会長)

どうもありがとうございます。それでは事務局をお願いします。

(まちづくり部参事)

変更概要では、主な内容のご説明とさせていただきます。その中で、委員ご指摘の3章の「3 良好な景観づくりに関する方針」の中で、平和坂かいわいにおける説明になろうかと存じます。この平和坂かいわいにおける説明において、都市計画道路の整備に合わせて景観資源と調和した景観づくりを行いたい旨の内容に、今回はさせていただきます。これは変更理由にもございますように、平和坂かいわいについて、補助86号線の整備と景観づくりの連携性を強調するといった意味で書いております。これと関連いたしまして、道路、公園等の公共施設の考え方と、現在の86号の考え方、これらにつきましては、本編の152ページをご覧くださいと存じます。公共施設につきましては、道路、河川、それから都市公園、そして鉄道の高架等、いろいろあるわけでご

ざいますが、基本的に景観づくり計画を策定している主体であります、公共が景観づくりについて先導的な役割を果たしていくということは、当然のことと考えております。これらにつきまして、各事業主体との連携も踏まえながら、またご了解を得ながら、方針を作ってきております。特筆する必要性があるかどうか、ということもあるわけですが、区としましては、様々な公共の事業主体の方々に対して改めてこのような指定方針、それから景観の方針、こうしたところを理解していただくということから、1ページ費やしております。景観づくり計画とともに、またそれぞれの主体においては、それぞれの基準等がございます。その基準においても現在、景観の視点というのは、かなり重きを置いている計画となっていると聞いております。従いまして今回、3の平和坂については、補助86号線の整備のかかわりを書いておりますけれども、当然ながら道路を整備する時にも、街路樹、あるいは歩行者へのかかわりといったところを考えながら、整備するものであると考えております。それから公共施設と公共建築物というものを入れさせていただいたわけですが、これも同様でございます。北区においても、既に学校改築等でたくさんの建物が更新されてきていて、それは周辺の住民の皆様、また区民の皆様が内覧会でご覧いただいた時に、昔のハーモニカ型の学校とかなり異なった、デザイン的にも優れたものという評価をいただいているところでございます。そうした観点からも、区は積極的に景観づくりに取り組む姿勢を、そうした日常の業務の中で努めてまいりたいと考えております。

(委員)

そうしますとこれから北区は、景観行政団体ということになりますので、それぞれの主体によりまして、いろいろな事業が実施されていく際には、それぞれの方々の方針もありますけれども、北区としての大きな役割を果たしていくということになってくるのかなと思うのですけれども、先ほどの説明の全体の案のところと、それから概要版を改めて見せていただいたのですが、今私の方で指摘をさせていただいた、この平和坂かいわい、つまり赤羽自然観察公園のところの問題になるんですけれども、この間いろいろと東京都と北区からの説明もありながら、その中で住民の皆さん方からは、いろいろなご意見、ご質問も出ていますけれども、十分にそうした皆さん方の疑問や要望にこたえていただいているのではないかと、ということをお自身すごく感じていて、こうしたことをきっかけにして、皆さん方が一つ一つ問題意識を持ちながら、本当にどうしていったら良い街や景観になっていくのかということをお考えいただいているところだと思います。ですからやはり私はこの点でもそうですし、先ほどの公共施設のところでも、やっぱり計画の段階から、住民の皆さんに必要な情報をちゃんと提供、開示することが、景観行政というところでも、非常に大事なことだと思いますので、改めてこの点については、この中で一つ強調していただきたいと思います。私たちは今回、景観という問題で審議させていただいているものですから、最初のところから、どんなふうに住民の皆さん、区民の皆さん方が、しっかりと関わる事が出来るかという仕組みを、いろいろな角度で作っていくという視点に立って、その仕組みをしっかりと作っていくことが、とても大事ではないかなと思っています。それで最初に作られた、平成6、7年

当時の、景観づくりの基本計画をもう一回見てみたのですけれども、この中で前区長さんが、ふるさと北区の都市景観づくりとして触れられたところで、区民、事業者、行政が息を合わせて、スクラムを組んで推進することによって、はじめて実現されると述べておられるのですけれども、今こそ、こういう考え方というのが非常に大事ではないかなと思っておりますので、ぜひその辺もしっかりと書き入れていただければと思っています。以上です。

(会長)

どうもありがとうございます。事務局はただ今いただいたご意見を十分に織り込んで、案をシェイプアップしてください。お願いします。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは今日いただいたご意見を十分に参考にして、作業を進めていただくようお願いします。

それでは議事の(2)になりますが、報告事項が2つあります。まず①の景観づくりガイドライン骨子について説明をお願いします。

(まちづくり部参事)

※(2)報告事項①「景観づくりガイドライン骨子について」の説明を行う。

(会長)

どうもありがとうございます。景観づくりを、区民の皆さん、事業者の皆さん、そして行政が力を合わせて進めていく上で、やはり一般の方達にもわかりやすく計画の内容を伝える必要があるということで、ガイドラインを作っていくということですが、今日はその概要について説明をしていただきました。ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

(委員)

改めて、以前のガイドライン、今の新しいガイドラインの基になった「みんなで作る北区の景観」という手引きを見せていただきましたけれども、本当に写真がたくさん入っていて、先ほどお話があったように、区民の皆さんが非常にイメージしやすい中身として構成されていたと改めて思いました。大変大事な手引きで、本当に多くの皆さんにこうしたものを活用していただかなくてはならないと思いました。私自身も経験はそれほどありませんけれども、例えばすぐ近くの大規模な工場の跡地に、巨大なマンションが突然出現するなど、地域の皆さんと、こういうことについて一体どう取り組んでいったらいいのだろうかという時には、こうしたことを非常に役立たせていただきました。私たちもその当時は夢中になって取り組んでいましたけれども、それがやっぱり5年、10年と経ってみて、だんだんそのマンションの周りに樹木などが育ってきて、今も桜の季節など、とてもきれいな桜が咲くようになって、やっぱりこういうことだったんだなと、今私自身が実感して過ごしています。こうした一つの街の中での新しい取り組みができると、周辺にもずいぶん影響を与えてくるものなんだな、景観というのは、そう

ということなのだなと実感しています。ちょうど私の住んでいるところは区境で、大きなマンションができたものですから、北区側よりも板橋区側の方にマンションが次々とできてはいるのですけれども。そのマンションの所を通ってみると、建物の周りに樹木を配置することとか、エントランスのところにも、かなり植栽を入れることとか、ずいぶん巨大なマンションの影響があるのではないかと考えています。そんな時にやはり区民の皆さんに、すぐにでも活用していただけるような中身として、ぜひ良いものにしていただきたいと思います。それからこの手引きの最初に「みんなでつくる北区の景観」と入っているんですね。だからぜひこのガイドラインでも、このようにみんなで作っていくという姿勢もぜひ、明確に入れていただけたらどうかと思います。よろしくお願いいたします。

(会長)

貴重なご意見ありがとうございます。景観づくりガイドラインというだけではあまりにそっけない。やはり、みんなでやりましょうというメッセージがきちんと伝わるようなタイトルにしていけると良いですね。ぜひ事務局、検討をお願いします。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員)

とても細かなことで、どうでもいいようなことなのですが、こちらの1の方の冊子で、例えば45ページの景観資源の図で、地図がとても大きくなって読みやすくなったと思います。ただ前回いただいた資料と比べてみますと、今現在黄色くなっていますが、前は周りのところがちょっと暗い色で仕上げてあったんです。そうしますと、真ん中の見たい部分がとても引き立って、そちらの方が見やすかったなと思いました。ただ周りの色をもう少し暗くしていただけると良いのかなと思いました。

(会長)

どうもありがとうございます。あまり暗くすると周りが分からなくなってしまうので、そこら辺が難しいところですが、事務局でバランスをよろしく検討してください。

(まちづくり部参事)

北区の地図を7地域を挟み込み、それから地名もわかり、そして道路や街、雰囲気分かるといった形にするには非常に苦労いたしました。特にこの区域外の色につきましては、区域外の地名だとか、街の様子だとか、道路が細かく入っているなど、こういったところが見やすいような色遣いというのは、非常に我々の方も工夫をいたしました。前回灰色が非常に不評だったものですから、このような形でお出ししたわけです。これについては一層検討してまいります。

(会長)

どうもありがとうございます。それでは他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではいただいたご意見をまた十分に参考にして、今後の作業を進めてください。

続いて報告事項の2番目、②になります。「平成26年度大規模建築物等届出状況報告」について、事務局から説明をお願いします。

(まちづくり部参事)

※(2)報告事項②「平成26年度大規模建築物等届出状況報告」の説明を行う。

(会長)

どうもありがとうございます。ただ今説明していただいた内容について、ご質問ご意見がありましたらお願いします。

(委員)

先ほど、私自身のマンションの建物建設についての経験を話させていただきましたけれども、例えば今回報告していただいている、こうした大規模な建物、多くはマンションなのかなと思いますけれども、今行政の立場からのいろいろな評価をしていただいたということだと思うんですけれども、やはり近隣の皆様方からのいろいろなご意見とか、そういうことで協議が進められたりとか、その中で大きく景観上也改善されてきたりとか、工夫されてきたというところがもしあれば、いくつか紹介していただきたいと思います。

(まちづくり部参事)

今回お示した事例でございますが、北区の場合は、より主観性を排除し客観的に指導できるようにということで、アドバイザー制度を導入しております。専門家のアドバイザーによりまして、チェックをしていただき、そして評価をいただく。そして北区としても客観的な立場で確認をしているものでございます。景観につきましては、良し悪しは非常に主観が伴います。そうした点から考えますと、こういった計画や基準、そして第三者のアドバイザーを通して、より客観的に、公平に判断していくことが大切だと考えております。周辺の皆様のご意見等については、耳を傾けることはありますけれども、判断についてはしっかりと区が、そしてアドバイザーの意見を参考にしているところでございます。

(会長)

よろしいでしょうか。この紹介していただいた4事例については、特に周辺の住民の方から要望が出たというようなことはなかったと考えていいですか。

(まちづくり部参事)

今回お示した内容につきましては、そういったご意見はございませんでした。ただ現場に職員が行っておりますので、現場でそういうお話があったりしたことはあろうか

と思いますけれども、そういうことによりまして、この判断を変更したりということはなかったと考えております。

(会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

個人のお宅だと、なかなか限られた条件の中ですから、景観形成地区ということでも、建て主の皆さん方もいろいろと大変なご努力をいただいているかなと思います。大規模な建築物、特にマンションなどの場合は、周辺に与える影響も大きいものですから、私自身もいろいろと取り組んできているのですけれども、そんな中で例えば、敷地のかなりぎりぎりのところにどうしても建物を建てなければならなくて、植栽が思うように入れられないとか。だけどとにかく周りはなるべく植栽を植えこんでいただくようにするとか。それから駐車場とかゴミのスペースのことがいつもかなり大きな問題になって、そこのところもどのようにして、周りとの関係を良くしていくのかということ、いろいろと事業者の方とも話し合いを重ねてきたりしたことがあったのですけれども、その中で、敷地のところでは十分な緑化はとれないけれども、屋上の緑化で何とかカバーしますというような答えなんかも返ってきて、今はちょっと上から見ると、屋上緑化の部分も含めて地域の全体の緑が確保されていて、私はとても良いことだなと思いましたので、ぜひ今後もそうした住民の皆さんの知恵も大事にさせていただくような取り組みを進めていただきたいなと思っています。以上です。

(会長)

20年前に比べると、住民の皆さんの様々な働きかけ、それから行政のアドバイス等で、事業者の方々も、そういった意味での意識が非常に高くなってきたかなという気がします。こういった事例を拝見していても、20年前とはずいぶん違うなど。それだけ成果が挙がっているのかなという気がします。

(委員)

先ほどから、板橋区境の大規模マンションというお話が出ておりますが、私もそこに住んでおりまして、きっとあそこのことだなと思いながら聞いていたんですけど、やはりそこは大手のデベロッパーなんですね。それで感じたのは、大手のデベロッパーもかなり景観に関して意識が高くて、我々居住者に対しての規約というのがあるんですけども、かなり厳しいものを要求されました。例えばベランダで、物干し台が結構内側に入っていて、ベランダのラインよりも上げてはいけない。多少は仰角があるので大丈夫ですが、基本的には外からは洗濯物が見えない干し方をしなくてはならないとか、そういう厳しいものがあったので、そういう建物の価値とも関係してくることなので、大手デベロッパーはかなり意識が高くなっていると思います。そういう中で、内部で植栽クラブみたいな、環境美化クラブというのができて、中庭においてみんなで花を育てた



りとか、花の季節が終わると、まだ結構きれいに咲いているけれども次の植え替えのために、欲しい人は来てくださいとあって、日曜日の朝など、みんな袋を持って、掘り出した花をもらって、それで植栽愛好家のグループがまた新たな花を植える。そういう居住者の活動を通して、中だけでなく建物の周りとか、ひいては街全体への意識がやはり高くなっているのかなと、私は感じたのですけれども。大きなところはそういう感じで、デベロッパーも意識が高いのですけれども、こういう民間の小さな1棟だけの所が、どこまでそういうものを居住者に要求するかというところは結構大きな問題であって、やっぱり建物の形だけではなくて、外観だけではなくて住まい方でも、周りに与える景観の良し悪しというか、大きいと思うんですね。その住まい方に対して、居住者にどのように意識を持ってもらうかというのは、これからもたくさん建つであろう小さなマンションの事業主に対してそういう働きかけをしてもらって、入居の時からそういうものを訴えていけば、意識も変わると思うんです。ガイドラインの中に、そういうことができるような仕組みというか、そういう意識を持って入れてもらえたら良いのかなと思いました。

(会長)

どうもありがとうございます。ガイドラインの中で、住民の皆さんも一緒に育てていきたいと思いますという思いが上手く伝わるように、工夫をお願いしたいと思います。他にいかがでしょうか。

(委員)

今いろいろと景観のアドバイザーのお話が出ましたので、私が実際この15年来務めさせていただいているので、その内容を少し補足させていただきたいと思います。

お話があったように、実際大手のデベロッパーとかは、やはり資産価値の問題などがありますので、そういう面では非常に景観的にも優れたものが出てきますので、それほど問題は無いのですが、中小というか、単体で造るといようなマンションであると、ちょっと厳しいというか、そういう指導をしています。それと必ず現地に係の方と一緒にいきますので、その時に周辺の状況を確認しまして、ちょっと言い過ぎかなとは思いますが、景観以外でも、特にプライバシーの問題ですね、そういうものを助言として盛り込んで、できるだけトラブルが無いような指導に努めております。あとはもう一つ、特に物干し金物の問題があるのですが、これは前からずっと言っていて、最近バルコニー取付型というのが非常に一般的になっていますので、特に高層の建物ですと、下から見上げますので、バルコニーの軒天というのですか、裏側というのは非常に景観的には阻害する部分が多いですね。それで都営住宅はなかなか駄目なんですね。いつもそういうことで、都営住宅は物干し金物が旧態依然のもので、ぶら下がったものがついて居りまして、それはもう標準仕様なのでなかなか変えられないと言われてまして、何度も出てくるときには言っているのですが、それがなかなか改善しないのがちょっと残念なところです。感想です。

(会長)

どうもありがとうございます。公共建築物、頑張らないといけないということで、都にも十分に今後注文を付けていってください。

(委員)

今お話がありましたけれども、実は本当に事業者の方も住民も、相当の期間をかけて、それこそ最後は樹木の1本1本まで全部確認するぐらいのことも、みんなでやった経験がありました。今おっしゃったように、公共住宅として、やっぱり都営住宅のところの課題というのは大きいと思います。それから今やっぱり都営住宅は单身の方が非常に多くなっているものですから、見栄えと安全の確保をどうするかというようなこととかですね。私自身もいつも気になっているところなので、ぜひまたいろいろな機会に、今回改めて公共施設の役割ということも位置づけられていましたから、そういう視点からも、ぜひいろいろと景観の中身として、いろいろとまたご意見を享受できたらありがたいなと思います。よろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委員)

この景観づくりの管轄になると思うんですけども、この写真にもありますように、住宅の写真で電柱と電線がかなり景観を壊しているのではないかと思うんですね。この辺は地中埋設にするには、いろいろな計画とか、予算の問題とかもあるんでしょうけれども、電柱と電線というのも、景観のことではかなり重要ではないかと思いますので、その辺も行政の方から、少し働きかけていただけたらいいかなと思います。

(会長)

何かありますか。

(委員)

今電線の話が出ましたけれども、道路の無電柱化というのは、北区内の都道で、積極的に進めさせていただいています。北本通りとかですね、あと新しい名称となるトレセン通りとか、その辺を今工事しておりまして、今度の新しい計画では、環七も全部やっていくということしていますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

(委員)

あそこのトレセンの所は、無電柱化とともに、ハナミズキとかが全部きれいに無くなってしまいました。今後はあそこもそのように、改めて整備していただけるのでしょうか。

(委員)

植栽はですね、地元の方とか、区の方と相談しながら、もちろんやります。植栽を入れます。

(委員)

特にあそこは産業技術研究所とかがあって、高木、中木、低木ということで、とてもきれいなラインで、それから四季折々の花が楽しめるということがあったものですから、ぜひよろしく願いいたします。

(会長)

時間がかかるけれども、一步一步ということだと思います。他にいかがでしょうか。

(委員)

こちらのまちづくりに関しては、先ほどから各委員の方がおっしゃるように、住民の方の考え、つまりは街の方向性とか、街の特性をよく考えて、それを考慮しながら、行政と共に協働していくという基本に立って、本当にこういうのはすぐにできることではございませんので、長い時間をかけて行っていくべきことだと改めて思いました。ちょっと余談になりますが、昨夜新宿区にお住まいの方と、杉並区にお住まいの方とお会いしてお話ししましたところ、北区は良いわねというお話が出ました。何がと言ったら、よく北区に来るんだと。それで何で、仕事の関係で来るのかと聞いたら、そうではなくて、休日になると北区に来ると。北区っていい街だと。杉並に35年、新宿には20年お住まいの方だったんですけども、北区は歴史と文化もあり、昔の良いところもありつつ、また現代の良いところもあって、またおいしいものがあったり、街並みが綺麗だったりとか、そういう言葉が出て、ちょっと私も嬉しくなったんですが、こちらの資料にもございますけれども、平成2年ぐらいから、住民の方にイメージの調査とかを行っておりまして、平成25年に北区周辺自治体へのアンケートなども行っているようですけれども、やはり課題というか景観への評価として、まだ周辺住民の方にはまだまだ北区の景観の魅力をアピールできていないので、今後課題となるような、そういう項目もございました。ところが杉並ですとか、遠くから何度も足を運んでいる方も中にはいらっしゃるんで、ぜひこれは近隣というよりも、私たち北区の住民が、自分の周りの良さを知り、それを広めていくということも大事なのだと。それでちょっと余談ですが、杉並には1986年に「知る区ロード」というのが発足されまして、これは当初まちづくりではなかったようなんですが、防災面ですとか、そういう観点からものだったらしいのですけれども、オアシスと呼ばれる箇所がありまして、それは特別何か大きな遺跡ですとか歴史的なものではなく、街の途中途中に、外部から来た方もお休みいただけるようなオアシスを作っていると。そういうものも杉並の方から聞きましたので、今後住みよい街ができた先に、そういう場所などもできると本当に理想的だなと思いました。

(会長)

どうもありがとうございます。北区でも昔、景観百選というものを皆さんと選びましたけれども、新百選を選ぶときに、「知る区ロード」ではないですが、北区の街をみんなで見直す動きを、そういう中から盛り上げていければいいなと思います。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではただ今皆さんからいただいたご意見を十分に参考にして作業を進めていただきたいと思います。

続いて(3)になりますが、「その他 ①景観計画策定スケジュールについて」、説明をお願いします。

(まちづくり部参事)

※(3) その他「①景観計画策定スケジュールについて」の説明を行う。

(会長)

どうもありがとうございます。スケジュールについてご質問、ご意見ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。時間の無い中で次々進めていかなければならなくなると思います。8月には第1回景観づくり審議会としての審議が予定されています。ぜひそれまでもお気づきの点等ありましたら、事務局の方へご連絡をいただければと思います。

これで予定していた議事は全て終了しました。委員の皆さんからいただいたご意見を十分に事務局の方で反映していただければと思います。他に何かございますか。よろしいですか。

それでは皆様のご協力によりまして、本日の次第が全て終了しました。どうもありがとうございました。お疲れ様でした。事務局にマイクをお返しします。

## 5. 閉会

(まちづくり部長)

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、熱心にご審議を賜りまして、ありがとうございます。先ほどご報告いたしましたように、今回で都市景観づくり審議会は終了いたします。本当に長い間お世話になりました。また来年度は景観づくり審議会として新たにスタートいたしますので、その節またお世話になる方がいらっしゃいましたら、またよろしく願います。本日はこれで終了いたしたいと存じます。大変お疲れ様でございました。ありがとうございます。